

防災と福祉の連携でつくる 地域共生社会

厚生労働省 第169回 市町村職員セミナー

2023年9月8日

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部
(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事
内閣府:被災者支援のあり方検討会座長

鍵屋 一

命を守る防災のコツ

⇒早く逃げる

自分だけでは逃げら

れない人は？

※地震は家を強くし、家具を倒さない

災害被害の方程式

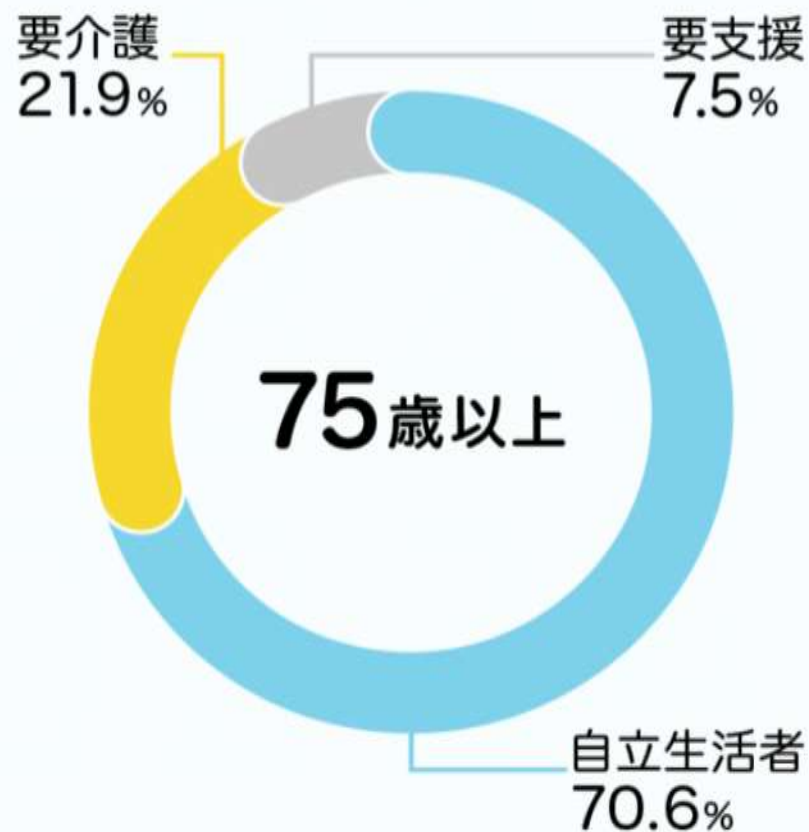
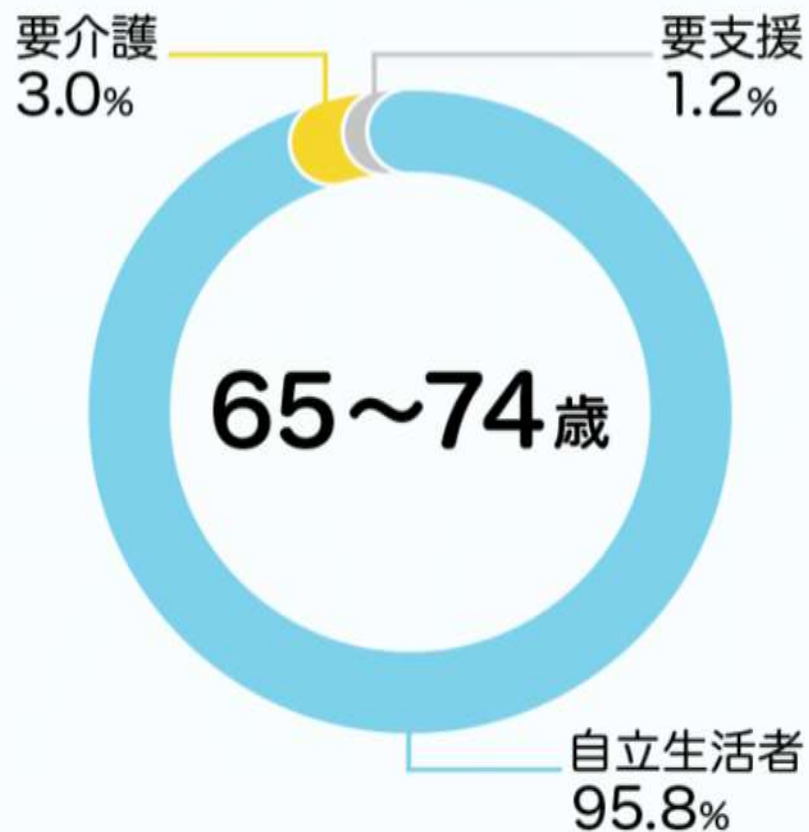
自然の外力×人口(暴露量)

×社会の脆弱性

要介護者の日常生活動作

- 自分で入浴できない ⇒72.1%
- 50m以上歩けない ⇒69.2%
- 階段を昇り降りできない ⇒80.2%
- 大便の失敗がある ⇒59.9%
- 小便の失敗がある ⇒69.8%

※1：要介護認定者の実態

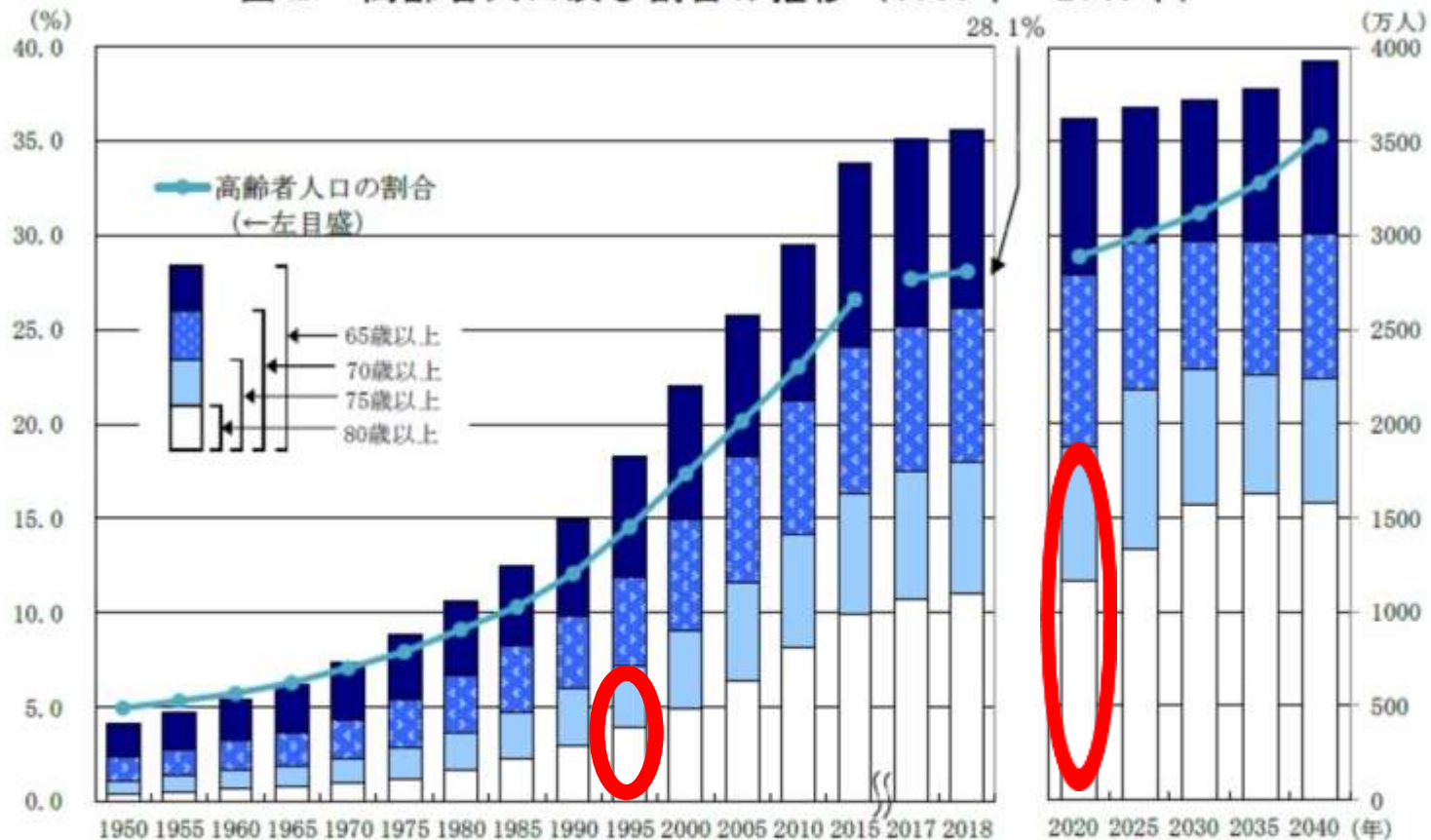


※厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」/2009（平成21）年度

進み続ける高齢化（出典：統計局HP）

75歳以上は25年で2.6倍！

図2 高齢者人口及び割合の推移（1950年～2040年）



資料：1950年～2015年は「国勢調査」、2017年及び2018年は「人口推計」
 2020年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生（中位）死亡（中位）推計
 （国立社会保障・人口問題研究所）から作成

激増する高齢単身世帯！

出典：令和元年高齢者白書

25年で3.2倍！



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018（平成30年推計）」による世帯数

(注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単身世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

(注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

障がい者は25年で約62.5%増

(下図は12年で43%増) 出典：厚生労働省HP

図表 1-1-2 障害者数の推移



特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数の変化 25年間で3.24倍！

1995年3月	291,856人
2020年3月	946,110人

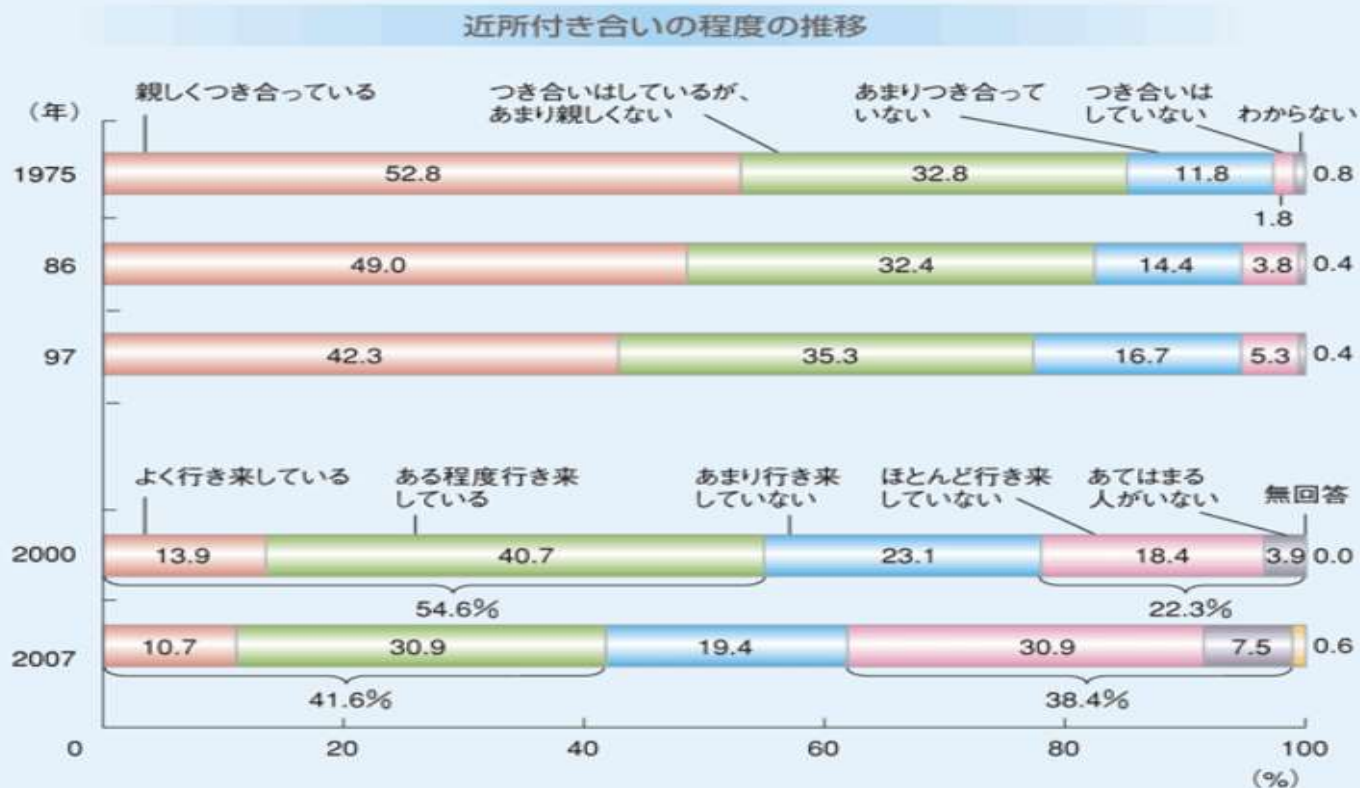
出典：難病情報センターHP

近所づきあいは減っている！

出典：平成19年版国民生活白書

第2-1-19図

近隣関係は希薄になっている

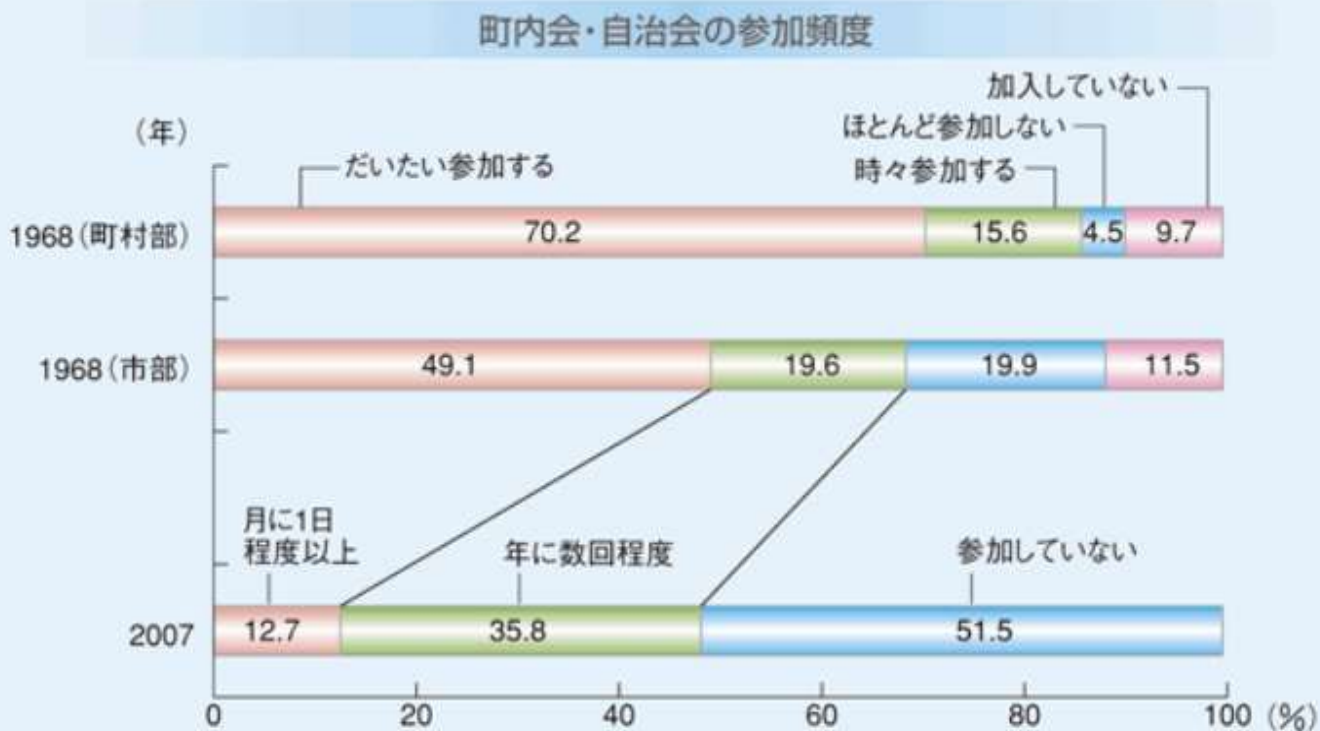


町内会自治会活動への参加も低下！

出典：平成19年版国民生活白書

第2-1-22図

町内会・自治会への参加頻度は少なくなっている

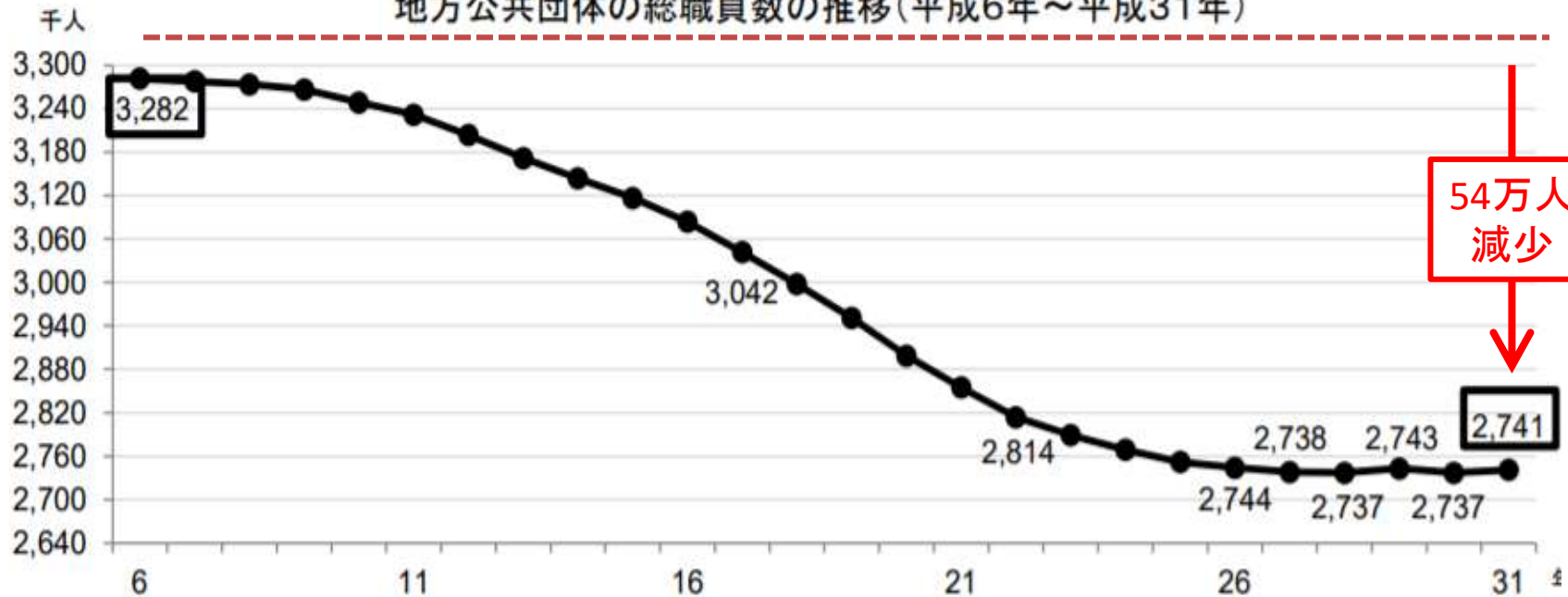


公助にも限界が...

自治体職員は25年で16.5%減！

出典：総務省HP

地方公共団体の総職員数の推移(平成6年～平成31年)



2011年3月11日 東日本大震災

死者：19,684名
行方不明：2,523名

計：22,207名（以上）
（警察庁：2022.3）

避難者数：38,139名
（復興庁2022.2.8）

震災関連死：3,784名：復興庁2021.9.30



釜石市鵜住居地区

東京大学大学院
片田敏孝教授提供



鵜住居地区



両石地区

2 2009/02/06 15:06:36



誰が逃げろと伝えたか？

- ・第1位 101人 家族・同居者
- ・第2位 97人 近所、友人
- ・第3位 74人 福祉関係者
- ・第4位 30人 警察・消防(団を含む)

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、315人、複数回答あり)2013年

誰が逃げるのを支援したか？

- 第1位 85人 家族・同居者
- 第2位 60人 近所、友人
- 第3位 53人 福祉関係者
- 第4位 11人 消防・消防団

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、197人、複数回答あり)2013年

⇒近所・友人と福祉関係者の支援力が強い！

あと少しの支援があれば・・・

- 在宅の障がい児者を高齢者が世話をしている家庭も多かった。残念なことに、高齢者の判断が遅れ、ともに逃げ遅れた事例がいくつもあった。
- 自閉症の子どもがいることを近所の方が前から知っていたので、支援に駆け付け、一緒に避難して助かった
- 多くの被災地を回った経験からは、残念なことに障がい者にとって地域の助け合いは重要だが、必ずしもうまく行われていないと思う

中村雅彦「あと少しの支援があれば 東日本大震災障がい者の被災と避難の記録」、ジアース教育新社、2012年2月

東日本大震災 死者の教訓（1）

- 高齢者が約6割
- 障がい者死亡率は約2倍

⇒高齢者や障がい者の避難にフォーカスした対策が必要
※**地区防災計画や個別避難計画**で、高齢者や障がい者を近所や福祉とつなげる！

東日本大震災 死者の教訓（2）

○支援者も多数亡くなった

- ・自治体職員288名（地方公務員災害補償基金2019年2月）
- ・消防団員254名（H24.12.消防庁）
- ・民生委員56名
- ・高齢福祉施設職員173名（厚労省保健局：H24年6月）

⇒支援者の危機管理能力を向上させる必要性。任務放棄の基準など

※地区防災計画や個別避難計画で、支援者の危機管理能力向上

東日本大震災のケース

・ 3県で52か所が被災し、入居者・利用者485人、職員173人の計658人が犠牲になった。

【被災の全体状況 岩手・宮城・福島】

施設種別	全半壊	犠牲者（入居者）	犠牲者（職員）
特別養護老人ホーム	11	211人	79人
養護老人ホーム	2	50人	24人
軽費老人ホーム（ケアハウスなど）	5	23人	5人
介護老人保健施設	6	163人	57人
介護療養病床	1	0人	0人
グループホーム	27	38人	9人

全国の約3800もの高齢者施設が、津波で浸水のリスクがある場所に建てられ、半数近くは東日本大震災のあとに開設

出典：NHK高齢者施設の「津波リスク」全国MAP



東日本大震災 死者の教訓（3）

○震災関連死が3,775名にも上った

・89%が66歳以上、移動や避難所で衰弱

⇒高年齢者を支援する制度、避難拠点が必要

※福祉施設BCP作成の義務化、福祉避難所を多数整備する

熊本地震の教訓

～災害関連死の
実態と対策～

2016年4月14日、16日熊本地震 最大震度

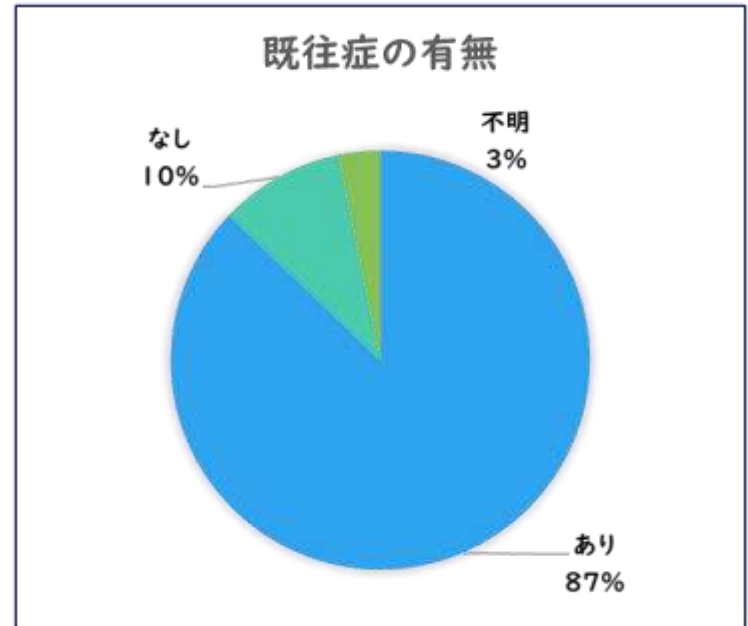
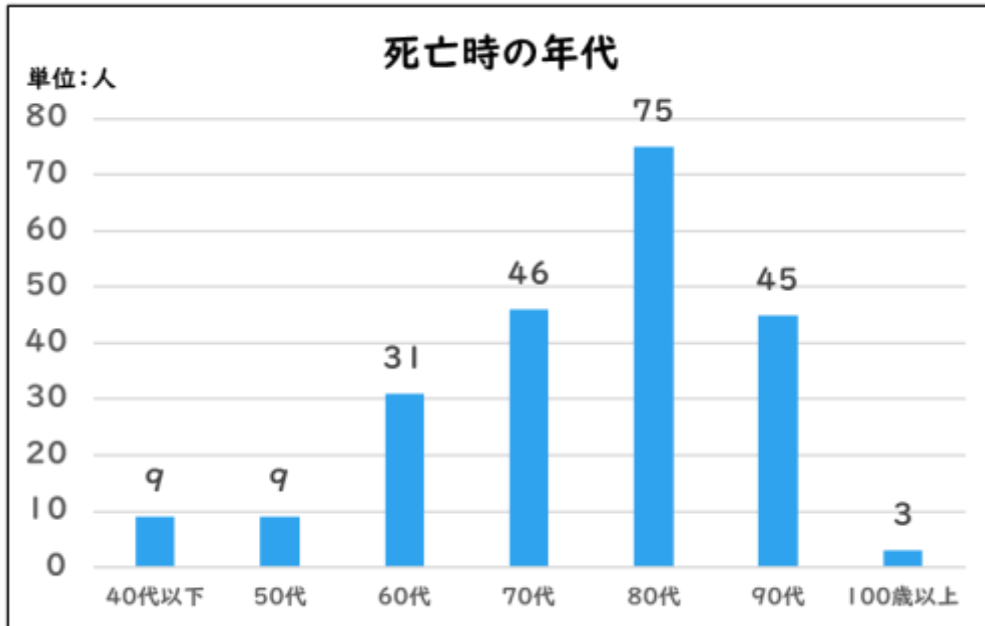
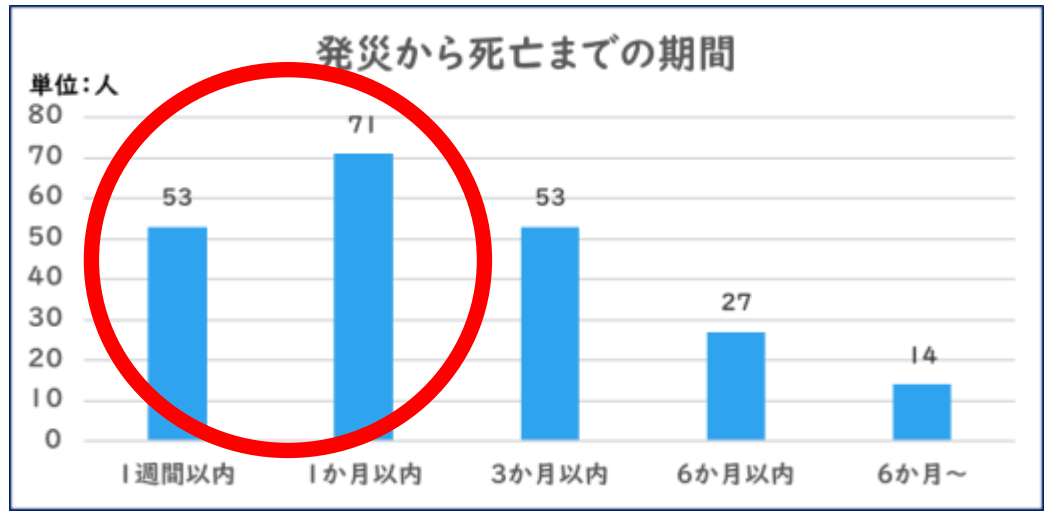
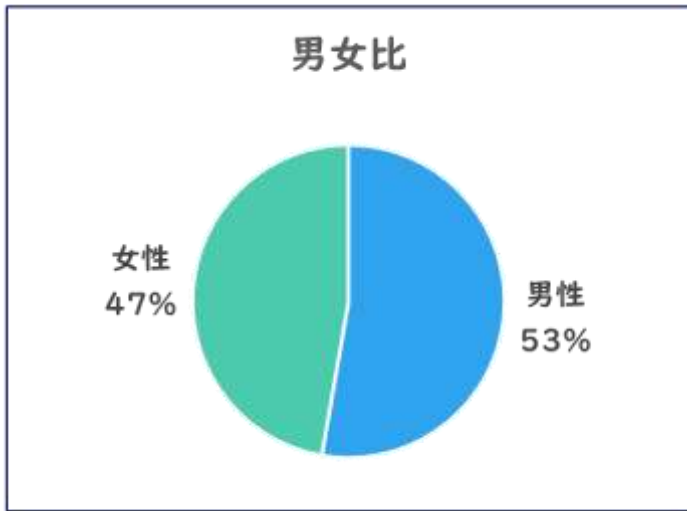
7 益城町建物被害 全半壊6,259棟、一部損壊4,325棟、無被害156棟

死者:273名(災害関連死:223名) (熊本
最大避難者:183,882名 県.2023.4.13)



熊本地震での震災関連死内訳 令和3年3月末時点218件(更新)

出典:熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取り組みに関する検証報告書、R3.4.9報道発表



熊本地震震災関連死 死亡時の生活環境区分

内訳令和3年3月末時点218件(更新) 出典:熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興

生活環境	人数	割合
発災時にいた場所及びその周辺	12	5.5%
避難所等への移動中	0	0.0%
避難所滞在中	10	4.6%
仮設住宅滞在中	1	0.5%
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	0	0.0%
親戚や知人の家に滞在中	8	3.7%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【自宅等】	81	37.2%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【病院】	27	12.4%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【介護施設】	17	7.8%
入院又は入所後1か月以上経過し亡くなった場合【病院】	58	26.6%
入院又は入所後1か月以上経過しなくなった場合【介護施設等】	3	1.4%
その他・不明	1	0.5%
合計	218	

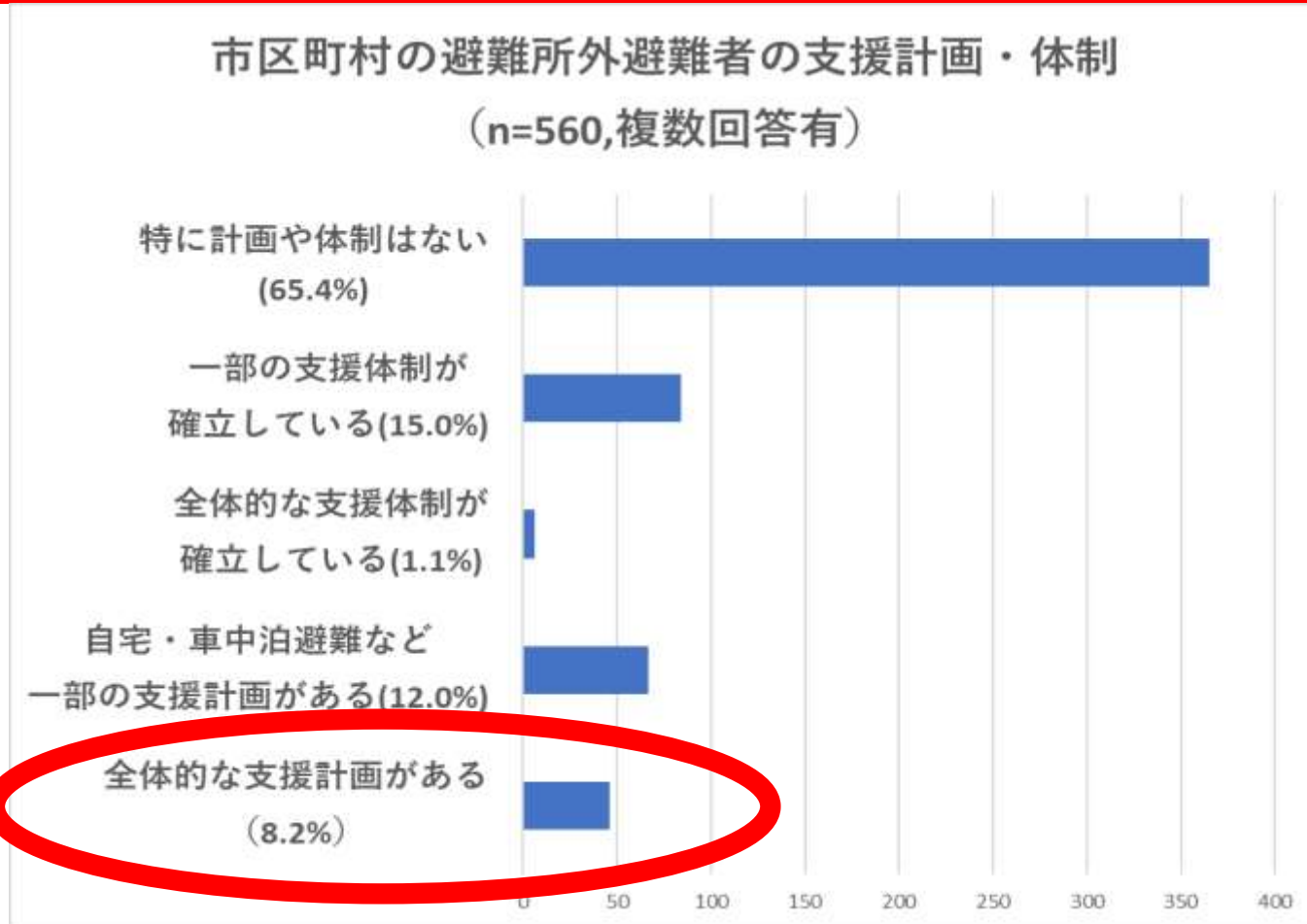
災害関連死の状況

出典：NHK他2022年4月

災害発生日時	災害名	直接死者数	関連死者数	行方不明	合計	関連死割合
1995年1月17日	阪神・淡路大震災（兵庫県内）	5,483	921	3	6,407	14.3%
2004年10月23日	新潟県中越地震	16	52	0	68	76.5%
2011年3月11日	東日本大震災	15,900	3,784	2,523	22,207	17.0%
2016年4月14日	熊本地震	50	223	0	273	81.7%
2018年7月6日～	西日本豪雨災害	222	81	8	311	26.0%
2019年10月12日～	東日本台風災害	84	29	3	116	25.0%

避難所外避難者の支援計画・体制

出典：避難所外避難者の支援体制に関する調査研究
2022年 3月 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会



避難所外避難要配慮者の見守り

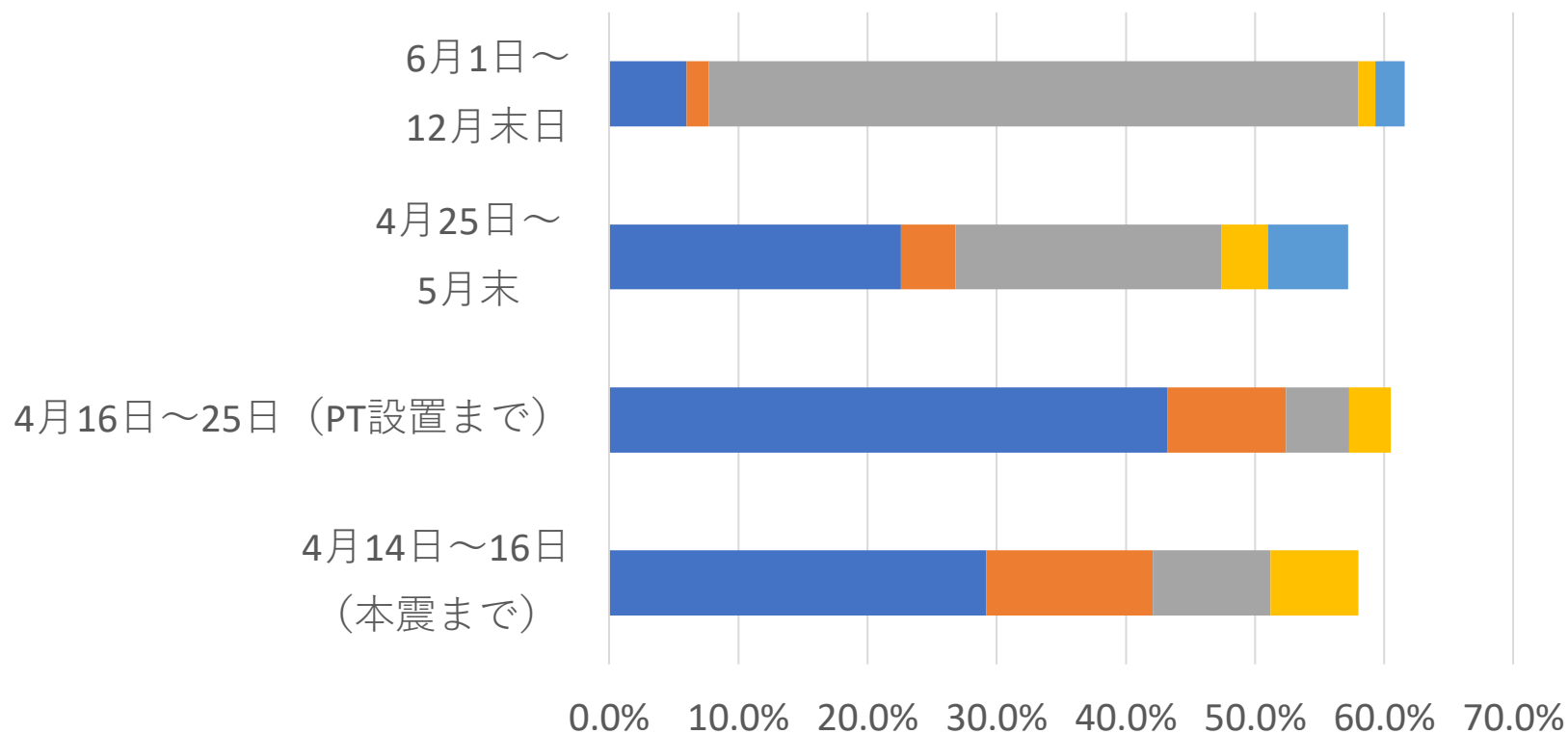
出典：避難所外避難者の支援体制に関する調査研究
2022年 3月 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

市区町村の避難所外避難要配慮者の見守り (n=560,複数回答有)



益城町職員が対応した災害時業務

出典：益城町による対応の検証報告書(2017.11)から鍵屋作成



■ 避難所・避難者対応

■ 物資の輸送、供給

■ 平常業務の継続・復旧

■ 被害情報の収集・通信確保

在宅の被災者支援が重要！

在宅の高齢者・障がい者等の早急な見守り、保健・医療・福祉・生活支援が重要

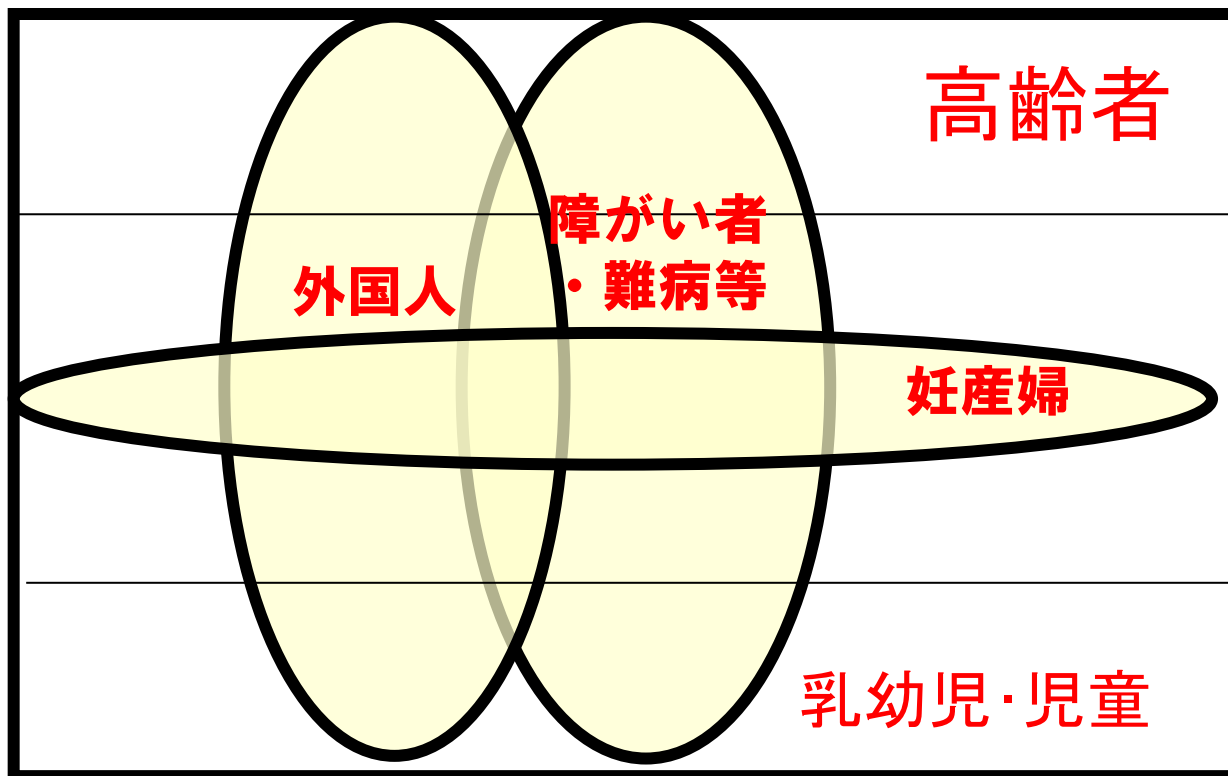
⇒ **自治会**等の見守り支援、**福祉BCP**（居宅介護支援、訪問系・相談系事業所等）、**社協**等の生活支援相談、地域支え合いセンター、保健医療福祉調整本部など

被災者支援センター！

- ・被災地域では、自治体、社会福祉協議会等も被災し、支援力が低下
- ・一方、支援ニーズは大きく増加
⇒官民合わせて、大量の外部支援及び調整が必要

※官民連携の拠点「被災者支援センター」を早期設置したい！

要配慮者とは？



上記の中で自分だけでは避難できない方
＝避難行動要支援者

近年の豪雨災害における高齢者等の被害

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合→**約70%**(131人/199人)
(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合→**約80%**(45人/51人))

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→**約65%**(55人/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→**約79%**(63人/80人)

(うち熊本県**約85%**(55人/65人))

(**高齢者の死者数/全体死者数**)

出典:「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」2020年12月24日

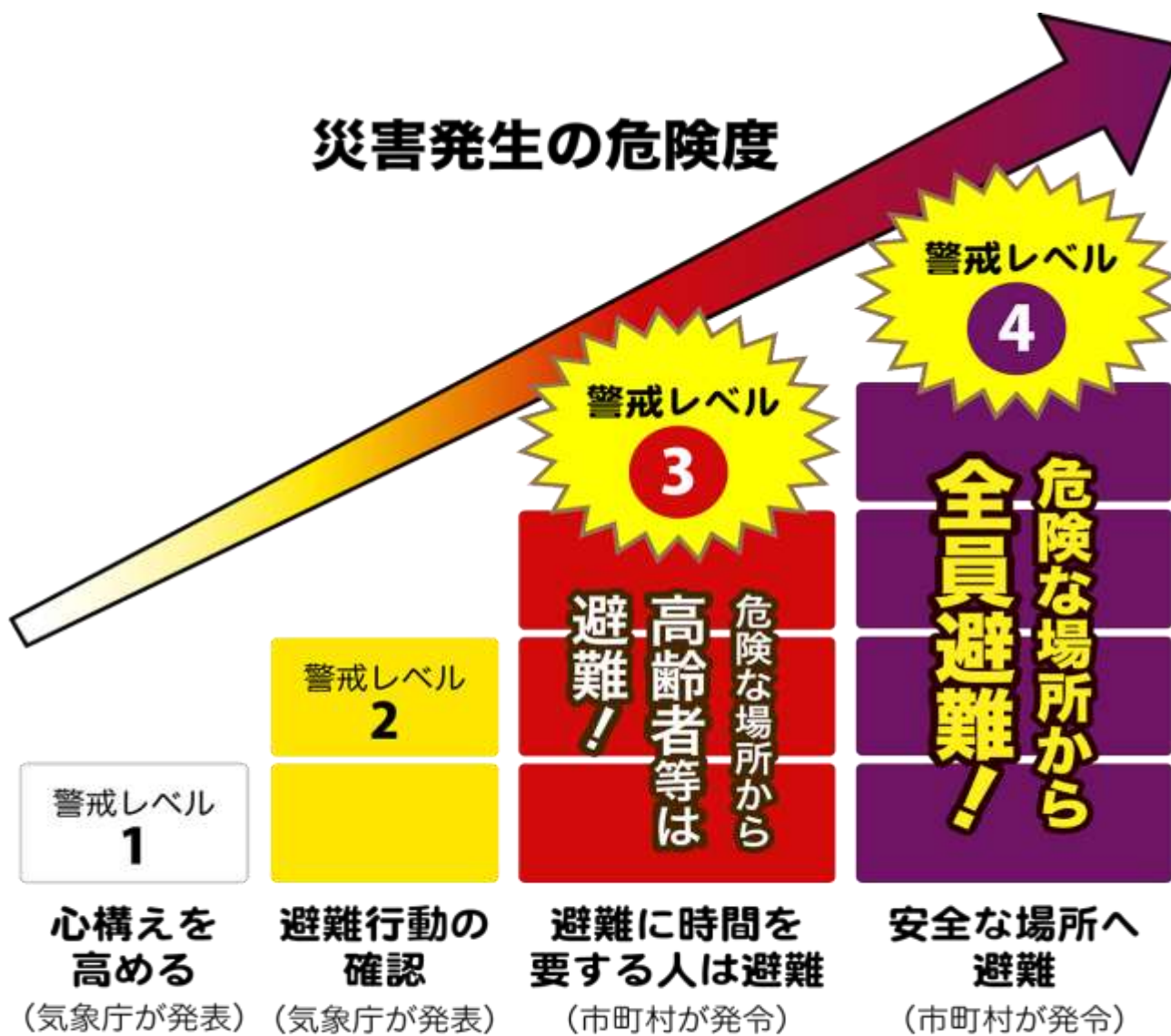
2021年は福祉防災元年！

- ○「避難準備・高齢者等避難情報」
⇒「高齢者等避難」
- ○個別避難計画作成を市区町村の努力義務化
- ○介護福祉事業所、障害福祉サービス事業所に3年以内にBCP作成を義務付け
- ○福祉避難所ガイドライン改定
- ○浸水被害の危険がある地区の開発規制等の流域治水関連法

個別避難計画の意義

災害時に高齢者、障がい
児者、難病患者、乳幼児
等を守るよりも重要な計
画って何ですか？

災害発生危険度の危険度



[警戒レベル 5] (市町村が発令) は既に災害が発生・又は切迫している状況です。

出典: 政府広報オンライン

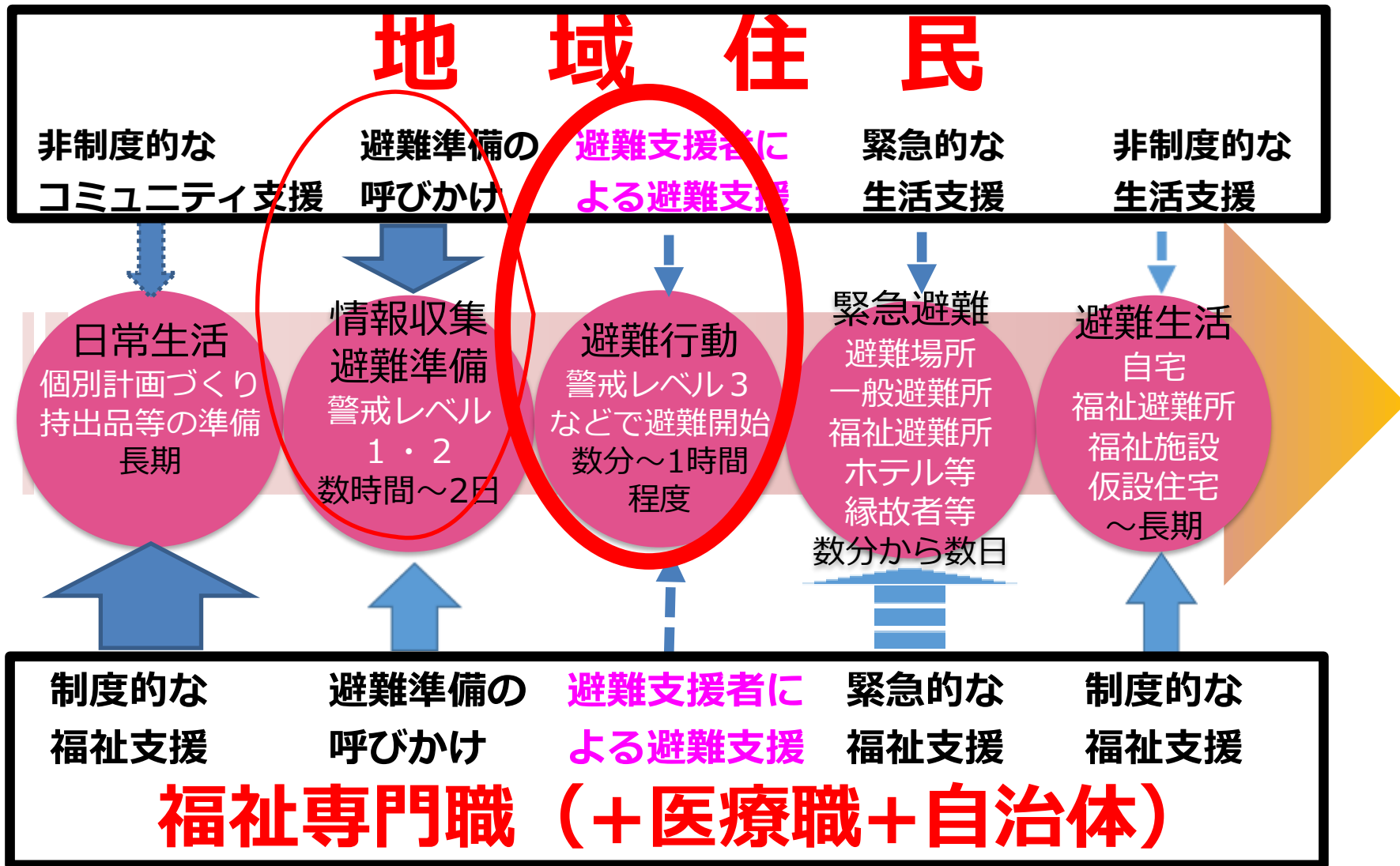
災害時の避難関連計画（鍵屋作成）

凡例：青字は2020年度までに義務付け

（）は任意の計画

	施設入所者	在宅		
	福祉施設、グループホーム入所者	避難行動要支援者（福祉有り）	避難行動要支援者（福祉無し）	その他
避難呼びかけ 避難確認 避難誘導 同行避難	非常災害対策計画、避難確保計画	(地区防災計画) (個別計画)	(地区防災計画) (個別計画)	(地区防災計画)
災 害 発 生 !				
安否確認		(福祉避難所)	(福祉避難所)	
避難生活支援				
復旧復興				

地域住民の善意に頼る避難支援！？



災害時の支援関連計画 (鍵屋作成)

凡例：**赤字**は2021年度から義務付け
青字は2020年度までに義務付け、()は任意

	施設入所者	在宅		
	福祉施設、グループホーム入所者	避難行動要支援者 (福祉有り)	避難行動要支援者 (福祉無し)	その他
避難呼びかけ 避難確認 避難誘導 同行避難	非常災害対策計画、避難確保計画 福祉BCP	(地区防災計画) 福祉BCP 個別避難計画	(地区防災計画) 個別避難計画	(地区防災計画)
災 害 発 生 !				
安否確認 避難生活支援	福祉BCP (災害CM)	(福祉避難所) 福祉BCP、 (災害CM)	(福祉避難所) (災害CM)	(災害CM)
復旧復興	(災害CM)	(災害CM)	(災害CM)	(災害CM)

個別避難計画とは？

- **いつ**⇒高年齢者**等**避難
(警戒レベル3)
- **どこに**⇒避難場所、知人、
ホテル・旅館、福祉避難所
- **誰と**⇒主に家族、近所の人
- **どうやって**⇒車、徒歩

避難行動要支援者の 避難行動支援に関する取組指針

平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当）

- 令和3年の改正災対法においては、
個別避難計画の作成について**市町村の努力義務**という形で規定された。
⇒**要支援者だけでなく支援者の命も守る**
- 優先度が高いと市町村が判断した者**について、
地域の実情を踏まえながら、改正法施行後
から概ね**5年程度**で取り組んでいただきたい。

優先度の高い人とは

- ① ハザードマップの**レッドゾーン**
- ② 本人の要支援度が高い
- ③ 支援者の支援度が低い

→ 支援者のいない人が厳しい。
だが行政にはわからない……

→ 福祉専門職や地域住民等の
情報が不可欠

避難の支援者がいない

- ・高齡化などで支援者がいない
- ・支援者には負担感が強い……

1. 支援者の役割を限定する

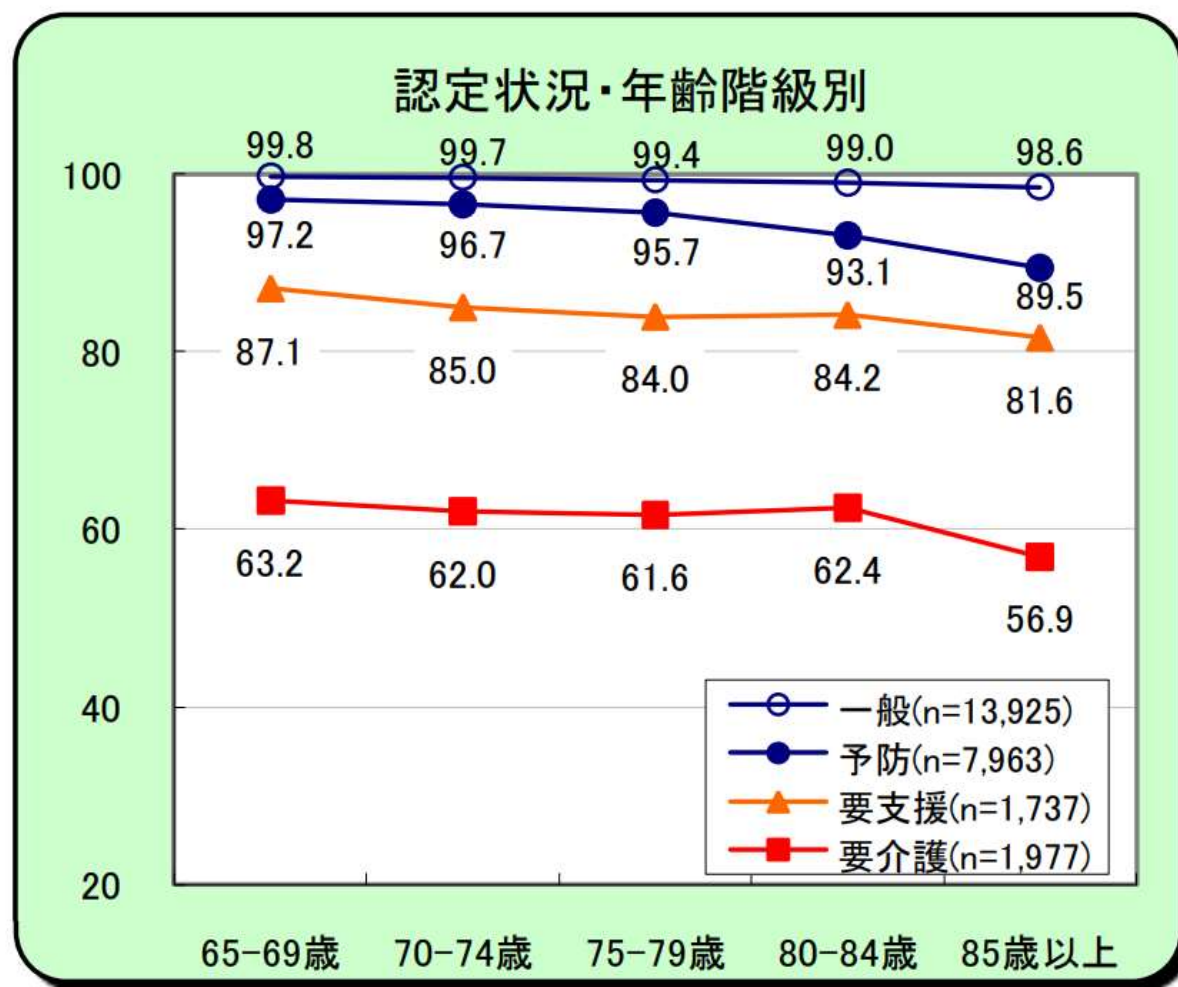
⇒避難連絡だけでよい

2. 要支援者1名に複数の支援者が連絡する

3. 避難誘導の支援者は組織でよい

⇒自主防災会、町内会・自治会、消防団、福祉事業者
(仮置きでよい)

A D L (日常生活動作) 平均得点



出典：日常生活圏域ニーズ調査モデル事業・結果報告書平成22年（2010）10月厚生労働省老健局

【訓練】百考は一行に如かず 「漢書」趙充国伝

震災前に津波避難訓練に参加経験が「ある者」は「ない者」に比べて、避難したオッズ比が 1.99 倍高く、津波浸水域内にいた場合はさらにオッズ比が **3.46 倍高い。**

一方で、地震避難訓練、地震や津波に関する防災の講義への参加、地震・津波に関する話を聞いた経験は避難行動に統計学的に有意な影響を与えていない。

(中谷直樹「津波避難訓練が避難行動に与える効果」埼玉県立大学地域産学連携センター2019年度WEB講座)

95歳の夫と86歳の妻の避難



2022年10月29日 酒田市総合防災訓練

ひなんさんぽ 岡崎市



【実施までの流れ】

個別避難計画を作成



要支援者の体調などを確認



天気予報を確認



日程調整



ひなんさんぽ実施

ひなんさんぽ 岡崎市

【実施時の注意点】

- 日程を決めても、要支援者の体調などにより、開催できないことがあります。そのような場合は無理せず、改めて日程を調整し直しましょう。
- 要支援者の状況や、避難施設までの距離によっては「おさんぽ」ではなく、「ドライブ」とすることも、選択肢のひとつです。



訓練が終わったら、振り返り

訓練結果を**当事者、保護者**

地域住民・民生委員と福祉や医療関係者、自治体職員が振り返りをして、個別避難計画の作成へ！

※美味しい炊き出しも(^_-)-☆

⇒当事者、地域、福祉がつながる

個別避難計画は地域づくりの道具

- ・個別避難計画は、外見上は支援者が要支援者を助ける計画
- ・しかし、恩恵として支援するのではない
- ・平時も災害時も支え合える社会
=「地域共生社会」を作る手段
⇒要支援者も支援者も自治体職員も、
「地域共生社会」を一緒に作る仲間だ！

(新) 福祉避難所ガイドライン (2021年5月)

●市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合（災害時）で、高齢者等避難が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設する。

⇒一時避難所として直接避難できる！

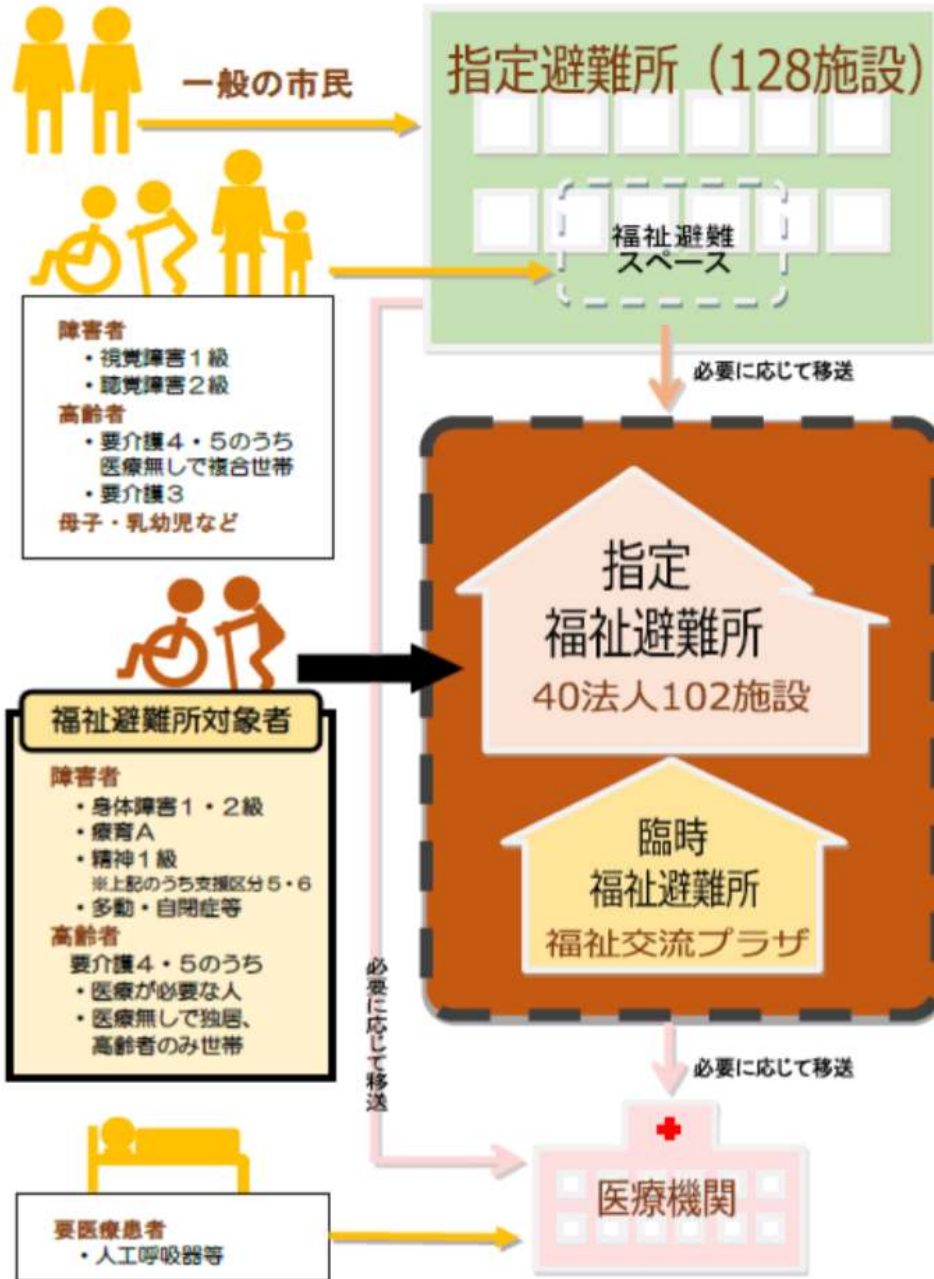
●また、市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

新潟県上越市の事例

高齢者等の避難支援に関するサブワーキング
グループ報告書（2020.12.24）

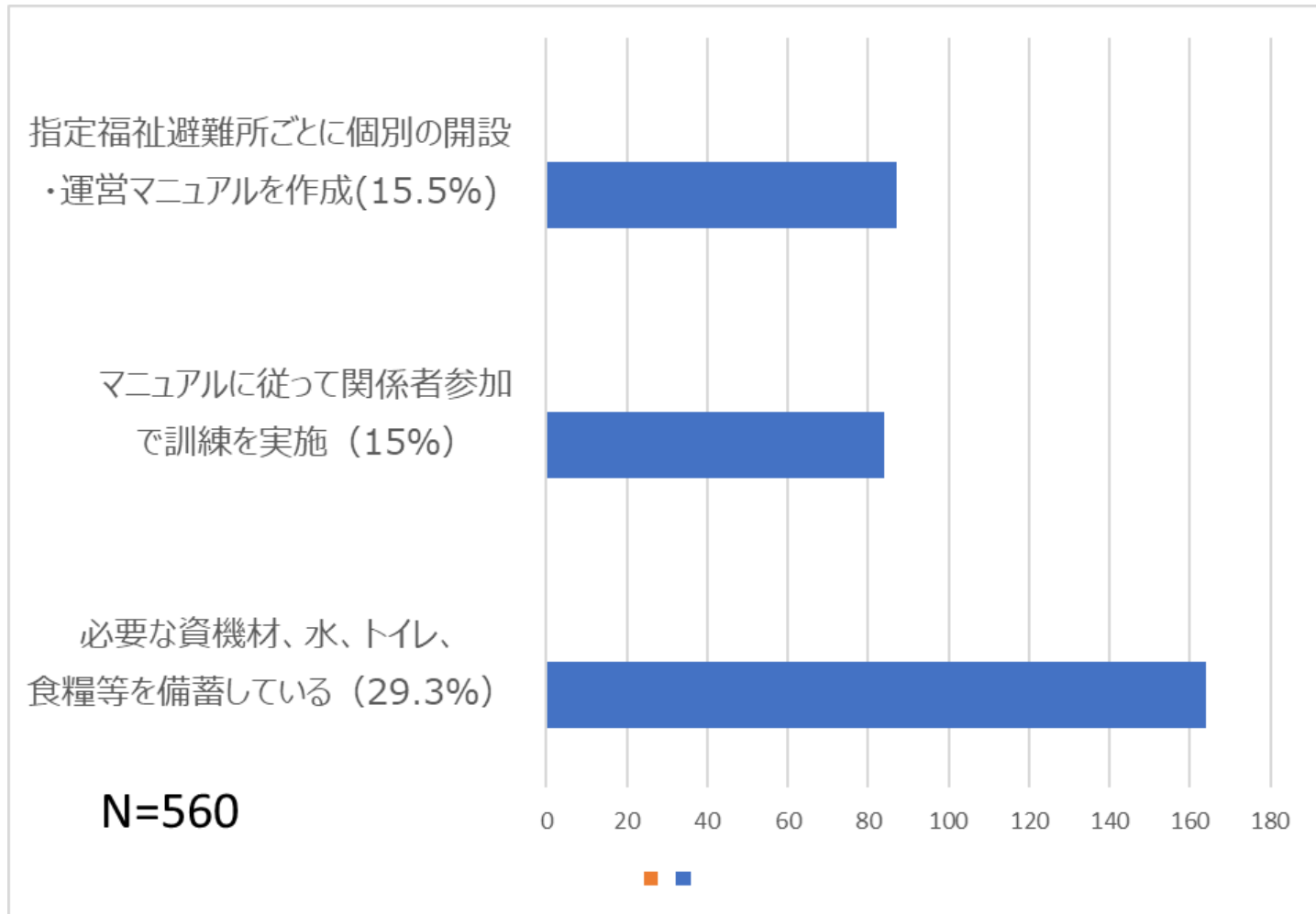
- あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指定されている人は、自宅から**直接避難**
- 福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの**指定避難所内の福祉避難スペース**を利用

《避難のイメージ》



指定福祉避難所のマニュアル・訓練・備蓄状況

出典：「避難所外避難者の支援体制に関する調査研究」
2022年 3月 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会



福祉避難所の充実に向けて

(一社) 福祉防災コミュニティ協会

- 2022年度、消防防災科学センターの委託により7県で福祉避難所マニュアル作成研修を実施
- 実践的な福祉避難所開設・運営マニュアルをHPで無償公開
- 企業版ふるさと納税で福祉避難所訓練を数自治体で実施

福祉避難所マニュアル（受付の抜粋）

(4)受付開始

受付は、避難者と福祉施設職員の初めての出会いの場です。避難者は大きな不安を抱えながら来ていますので、落ち着いて対応することが大切です。

□ 一般避難者には原則として小中学校などの避難所に行くように要請します。

（一時的な滞在を許可する場合があります。）

□ 避難者カード【3. 2. (2) 避難者カード】による受付を行います。

□ 多数の避難者がいるときや受付スタッフが少ないときは、名前を聞き取って吊り下げ名札にカタカナで名前を書いて、首にかけてもらいます。

※ 避難者に「避難者カード」を記載してもらいますが、難しい場合は施設職員が聞き取りをしながら記入します。

※ 名簿作成時には、特別な食事への配慮（アレルギーがある、乳幼児でミルクや離乳食が必要など）、医療的な配慮・介助が必要か否か、持病、障がい、どんな薬を飲んでいるか可能な限り申告してもらいます。

※ 避難者の安否照会、食料や物資の数量は、避難者名簿の避難者数をもとに行うので、非常に重要です。

※ 福祉避難所の専有面積は、一坪（3. 3㎡）あたり1名のため、「毛布の幅」を目安に1名の占有場所とします。家族等同行者用スペースにも配慮します。なお、コロナ禍等感染症流行期においては4㎡以上を目安とします。

避難者カード

福祉避難所名

フリガナ					
氏名				介護の必要	有 ・ 無 (詳細は、備考欄にお書き ください。)
性別	男 ・ 女	年齢			
住所					
家族等の 連絡先	氏名 電話番号	住所			
備考	※配慮が必要な場合、体調不良の場合、病院の薬を服薬中の場合等は具体的に記入してください。				
	※その他				

福祉避難所には、電気、トイレ、マニュアル・訓練が必要！

こども福祉避難所開設BOX・運営マニュアル

短期間でこども福祉避難所を開設・運営するノウハウが詰まっています

責任者がいなくても避難所の開設・運営をスムーズに行うための「指示書」「コミュニケーションボード」などが含まれています。平常時にはこのマニュアルを使用して訓練と振り返り研修を行います。



- ・こども福祉避難所開設指示書
- ・運営マニュアル（自治体ごとの研修で作成）
- ・キットの使用方法説明書・指示書
- ・避難所設置シールセット
- ・ホワイトボードシート
- ・模造紙 ・筆記具 …など

バリアフリーで移動式トイレ

避難所のトイレ問題を改善する自動ラップ式トイレ

仮設トイレの設置を待たずに即稼働できるポータブルトイレ。自動ラップ式なので避難所を清潔に保つことが可能です。



※新着品をお入れする
新しい電池パックを投入し、蓋を閉鎖します。充電が完了した後は自動的に電源がオフになります。



スイッチボタンを押す
電源スイッチのボタンを押すことで自動的に洗浄水が注ぎ込まれます。洗浄完了後は自動的に乾燥が完了します。



トイレットペーパーを回収する
使用したトイレットペーパーを回収ボックスに投入します。回収ボックスは自動的に乾燥が完了します。



外部給電器

こども福祉避難所で重要となる冷暖房機の稼働、精密機器に適した国内最大パワーの給電器

発災時の避難所でブラックアウトに備えるための給電器。精密機器に適した、交流波形の乱れが少ない「きれいな電気」を供給します。他の地域から電気自動車やPHEVでかけつけ、給電による支援を行うことも可能です。

HONDA Power Exporter 9000

主要諸元

定格出力：9.0kVA	重量：50.8kg
出力電圧：AC100・200V（単相三線式）	全長×全幅×全高：755×387×438mm
周波数：50、60Hz（切替式）	出力端子：100V×6口/200V×1口
電力変換方式：インバーター方式	適用規格：電動自動車用充放電システム ガイドライン V2L DC版



感染症対策を含む防災グッズ

感染症対策を含む様々な防災グッズも併せて整備します

設備・物資は各学校の機能性に合わせ、分散して備蓄を行います。

各特別支援学校の在校生だけでなく、卒業した障がい児者も、慣れ親しんだ支援学校が避難所となることで、早めの避難行動の促進も期待できます。



企業版ふるさと納税とは？

⇒自治体の地方創生事業に寄付すれば法人税等の9割を税額控除

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

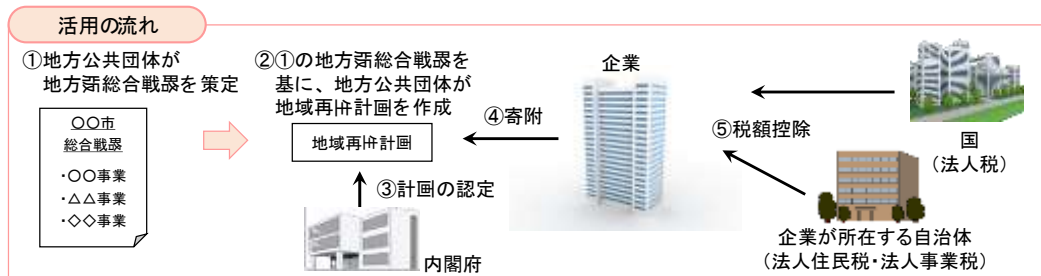
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
 - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 (法人住民税法人税割額の20%が上限)
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

- ・企業版ふるさと納税とは企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度のこと。
- ・寄附額10万円から可能
- ・自社の本社が所在する自治体への寄付や、財政力の高い自治体（地方交付税の不交付自治体など）への寄付が本制度の対象外

※控除金額については、各社でご確認ください。



◆ 地域再拵計画の認定を受けた地方公共団体の数: 45道府県655市町村(令和2年度第1回認定後)

出典: 内閣府 地方創生推進事務局ホームページ

<2019年度において対象外となる地方公共団体>
 ◎東京都 ◎茨城県守谷市 ◎埼玉県戸田市、和光市、八潮市、三芳町 ◎千葉県市川市、浦安市、印西市 ◎東京都 23 特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、瑞穂町 ◎神奈川県川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町、愛川町

※内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税活用事例集」より引用

企業版ふるさと納税を活用 した福祉避難所整備

秋田県男鹿市、島根県浜田市
茨城県常総市

- 市の福祉避難所へ給電器、ラップポイントイレ等の物資を購入
- 男鹿市、常総市は、福祉避難所開設訓練を実施

1994年 ルワンダ大虐殺 (100日間で50～100万人！)

その後の支援活動でも8万人以上の死者

なぜ多くの死者が？・・・評価の結果

国連やNGOの支援は

- 場当たりの
- 調整不足
- 説明の欠如

どこかで聞いたような・・・

スフィア基準とは？

根幹にある2つの信念

- 災害や紛争の影響を受ける人々は**尊厳**をもって人生をおくる権利があり、従って**援助を受ける権利**がある。
- 災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために**実行可能なあらゆる手段**が尽くされるべきである。

たとえば、**トイレ**については・・・

- **最低基準**：人々は住居近くに、昼夜を問わずいつでもすぐに安心かつ安全な使用ができる、十分な数の適切かつ受け入れられるトイレ設備を有している
- **基本行動**：衛生設備の設置場所、デザイン、適切さについて、すべての利用者（特に女性や移動に不自由のある人）の意見を求め、賛同を得ている
- **基本指標**：「**子ども、高齢者、妊婦、障がい者を含む被災集団全員が安全に使うことができる**」「日中や夜間も、利用者、特に女性や少女の安全上の危険が最小化されるように設置されている」
- **ガイダンスノート**：女性対男性の割合は 3 : 1
- **付記**：50 人に1基、速やかに20 人に1基を目指す

スフィア最低基準の遵守

- 特定のサービスをどう提供するかを示したものではなく、**被災者の尊厳ある生活**を確保するためには何が必要か、を説明している。
- 全ての基準、指標に合致することに固執しない

基準が実現不可能なときは、**対話が大事！**

- ◆ スフィアの指標と実際の実現状況とのギャップを説明すること
- ◆ ギャップの理由と、何を変えるべきか説明すること
- ◆ 被災者への悪影響を評価すること
- ◆ 悪影響によって引き起こされる被害を最小化するために**適切な緩和措置**をとること

被災者支援の課題

- **無差別支援** → 資源不足時は強者優先（避難所、物資など）
- **申請主義** → 申請する力のない人が置き去りにされる
- **画一的で低レベル** → 人権や尊厳を守る感覚が弱い

※現場職員の善意に期待……

⇒ **災害ケースマネジメント**

災害ケースマネジメントとは？

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により（発見して）把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

（出典「災害ケースマネジメント実施の手引き」
内閣府、令和5年3月）

日常の生活相談との違いは？

- 災害時特有の困難さ（モノ不足、避難生活の困難さ、多重な課題、不安感・・・）
- 時系列ごとのニーズ変化
- 複雑かつ低レベルの支援制度（住宅被害中心）
- コミュニティの弱体化
- 平時の困難さの加速

避難所閉所検討～応急仮設住宅 供与段階における仙台市の分類（仙台市提供）

分類1：生活再建可能世帯	・ 住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日常生活において特に大きな問題が見られない世帯
分類2：日常生活支援世帯	・ 住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯
分類3：住まいの再建支援世帯	・ 住まいの再建方針が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的（月1回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯
分類4：日常生活・住まいの再建支援世帯	・ 住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、家族間トラブル等を抱えているため、定期的（月1回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯

自治体、地域、福祉の縦割りモデル



- ・人数が多い
- ・日常の付き合い少ない

- ・福祉支援に不安
- ・日常の付き合いが弱い

- ・避難支援に不安
- ・離れている

福祉、防災、コミュニティの連携で
「強み」を生かし「弱み」を補完する
避難支援体制⇒日常も災害時も
支え合える「地域共生社会」



これからの防災は？

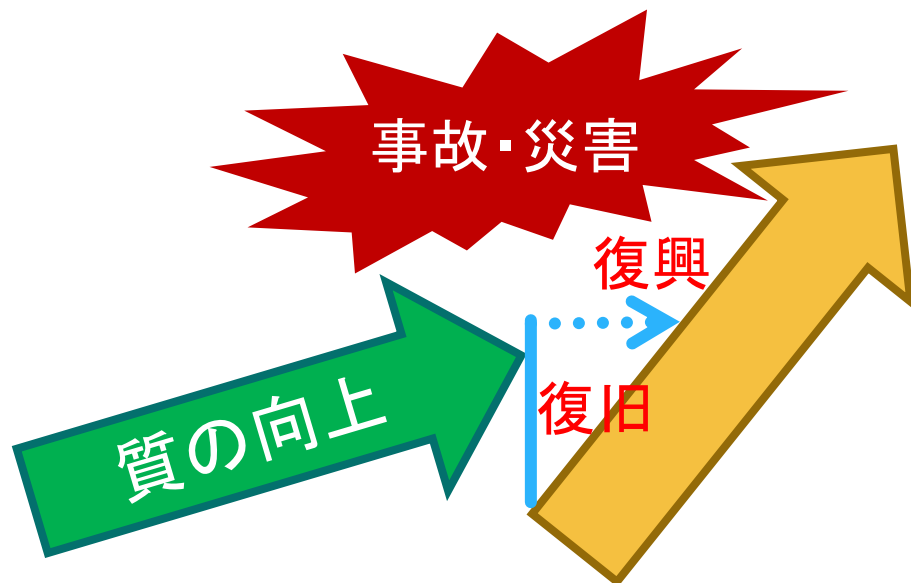
損失を減らす防災から、

「価値向上型」の防災へ

日常から人間関係、近所関係を
良好にし、**誰一人取り残さない**
魅力ある地域社会＝地域共生
社会を作る

⇒災害や危機に「**も**」強くなる！

価値向上型防災の概念



◎価値向上への継続的取り組み

◎質の低下を最小に、早期に復旧復興を進める

⇒両方を実現する防災・BCへの取組み

今日を愛し、明日に備える

**Fight 闘う君の唄を闘わない奴
等が笑うだろう**

**Fight 冷たい水の中をふるえな
がら上っていけ**

**中島みゆき「ファイト！」から
ご清聴ありがとうございました！**